３川健施第１９号
令和３年４月１６日

施設運営法人理事長　様

健　康　福　祉　局　長

民間特別養護老人ホーム等大規模修繕補助制度に係る事前申請について（依頼）

日頃から、本市における高齢者福祉施策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、民間特別養護老人ホーム等の計画的な修繕を促すことにより、施設の長寿命化と安全・快適に施設を利用できる環境整備を行うことを目的として、令和３年４月から「民間特別養護老人ホーム等大規模修繕補助制度」の運用を開始いたします。

これにあたり、令和３年度事業開始（令和３年度～令和４年度）及び令和４年度事業開始（令和４年度～令和５年度）予定の民間特別養護老人ホーム及び民間養護老人ホームの大規模修繕事業について、当該補助制度利用に向けた事前申請を受け付けます。

当該補助制度の利用を希望する施設におかれましては、別添の提出書類を作成していただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、別紙に各年度における想定対象施設を記載しておりますが、記載のない施設等につきましても、事前申請を行うことは可能です※。

ご不明な点がある場合は、担当までご連絡ください。

※原則、築年数が古い施設を優先して当該年度の補助対象としますが、想定件数（予算）に満たない場合、繰り上げて対象となる場合があります。

１　事前申請提出資料
・事前申請書
・事前申請書添付書類

２　提出期限
・令和３年度事業開始：令和３年６月１８日（金）まで
・令和４年度事業開始：令和３年８月３１日（火）まで

健康福祉局総務部施設課
大澤、小林担当
電話　０４４－２００－０４６６
FAX　０４４－２００－３９２６
Mail　40sisetu@city.kawasaki.jp

別　紙

令和３年度及び令和４年度事業開始想定対象施設

対象年度	開所日	施設名	法人名
令和3年度	昭和 54 年 2 月 1 日	恒春園	社会福祉法人　馬島福祉会
	昭和 56 年 5 月 1 日	みかど荘	社会福祉法人　くぬぎざか福祉会
	昭和 59 年 5 月 26 日	太陽の園	社会福祉法人　照陽会
	昭和 61 年 10 月 15 日	柿生アルナ園	社会福祉法人　鈴保福祉会
	昭和 62 年 12 月 1 日	幸風苑	社会福祉法人　セイワ
	昭和 63 年 5 月 1 日	和楽館	社会福祉法人　和楽会
	平成 1 年 10 月 1 日	あさおの丘	社会福祉法人　ハートフル記念会
	平成 4 年 2 月 1 日	桜寿園	社会福祉法人　セイワ
	平成 4 年 5 月 1 日	虹の里	社会福祉法人　慈正会
	平成 5 年 6 月 1 日	多摩川の里	社会福祉法人　川崎市社会福祉事業団
令和4年度	平成 6 年 4 月 1 日	すみよし	社会福祉法人　セイワ
	平成 7 年 4 月 1 日	金井原苑	社会福祉法人　一廣会
	平成 8 年 4 月 1 日	菅の里	社会福祉法人　徳心会
	平成 8 年 5 月 22 日	すえなが	社会福祉法人　セイワ
	平成 8 年 5 月 22 日	すえなが（養護）	社会福祉法人　セイワ
	平成 10 年 4 月 1 日	大師の里	社会福祉法人　馬島福祉会
	平成 10 年 4 月 1 日	しおん	社会福祉法人　母子育成会
	平成 11 年 4 月 1 日	ひらまの里	社会福祉法人　川崎市社会福祉事業団
	平成 12 年 4 月 1 日	夢見ヶ崎	社会福祉法人　和楽会
	平成 12 年 4 月 1 日	鷲ヶ峯	社会福祉法人　セイワ

※記載のない施設等につきましても、事前申請を行うことは可能です。

令和３年４月１６日
健康福祉局施設課

大規模修繕補助事業スケジュール

年	月	
	3	☆予算案の議決
令和3年度	4	■□事前申請受付開始
	5	
	6	■事前申請受付締切 ■補助内定通知
	7	■本申請受付
	8	□事前申請受付締切
	9	☆予算編成
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	☆予算案の議決 □補助内定通知
令和4年度	4	□本申請受付
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	☆予算編成
	10	
	11	

■令和３年度申請
□令和４年度申請
☆予算関係イベント

モデルケース（１年目）

月	法人	市
3		
4	事前申請 →	事前申請書類受理
5		
6	内定受理 設計開始 ←	内定の通知
7		
8		
9		
10	設計終了 補助金交付申請 →	補助金交付申請書受理
11	補助金交付決定受理 ←	審　査 補助金交付決定通知
12	施工業者入札公告	
1	入札・施工業者決定 契約締結・工事開始	
2	着手届提出 →	着手届受理
3	完了報告（出来高５％） →	完了報告受理
4		検査
5	←	補助金支払い

【事前申請提出書類】
・事前申請書
・各階平面図・配置図
・大規模修繕等箇所の写真
・補助金概算額算出表
・法人及び施設の概要が分かる資料
（パフレット等）　等

【補助金交付申請提出書類】
・補助金交付申請書
・事業計画書
・大規模修繕に係る図面、工程表
・中長期保全計画
・事業収支予算
・納税証明書
・３か年の法人決算報告書一式
・資金収支予算書
・印鑑証明書　等

モデルケース（２年目）

月	法人	市
4	補助金申請 補助金交付決定受理 ←	補助金交付申請受理 補助金交付決定通知
5		
6		
7		
8		
9	工事完了	
10	完了報告（出来高95％） →	完了報告受理 検査
11	←	補助金支払い

令和３年４月１６日

民間特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う大規模修繕に対する補助制度について

１　補助制度創設の目的について

民間特別養護老人ホーム等の計画的な修繕を促進し、施設の長寿命化と安全・快適に施設を利用できる環境整備を行うことを目的とする。

２　補助制度の概要等について

【施　行　日】	令和３年４月１日
【対 象 施 設】	○市内の民間特別養護老人ホーム及び民間養護老人ホーム ※築１０年を経過している施設が対象となります。
【補　助　率】	○１／２ ※ 但し、旧公設施設及び措置制度下に開設した施設は、その期間に応じて最大で３／４を上限とします。
【補助上限額】	○原則 補助基準額（１００，０００千円）× １／２ ＝ ５０，０００千円（補助上限額） ○旧公設施設施設及び措置制度下に開設した施設 補助基準額（１００，０００千円）× ３／４ ＝ ７５，０００千円（補助上限額）
【対 象 工 事】	○長寿命化に資する、建築工事、設備工事、設備更新等に係る直接・間接工事費及び工事監理費 ※ 但し、設計費用及び工事を要さない 備品の購入費は対象外です。
【事業期間等】	○社会福祉法人による２か年事業（出来高：初年度５％、次年度９５％） ○当該補助制度の活用は１０年間に１回
【対象施設数】	○各年度１０施設程度 ○原則、築年数が古い施設を優先 ※ 原則、築年数が古い施設を優先して対象としますが、想定件数（予算）に満たない場合、繰り上げて対象となる場合があります。
【補助条件等】	○補助申請時に、施設の長寿命化に資する「中長期保全（修繕）計画」を提出 ○施工業者の決定は、原則、川崎市内業者による一般競争入札とする。 ※ 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施行における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約は例外となります。

（川崎市健康福祉局総務部施設課）